平成２２年（フ）第２４号
京都府舞鶴市字上安1896番地の８
債務者　野村登美恵
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
盛岡市神明町６番６―516号
債務者　吉田　與三
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１４９号
盛岡市神明町６番６―516号
債務者　吉田　厚子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２１２号
盛岡市東松園１丁目30番11―402号
債務者　中村　里美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２１３号
盛岡市東松園１丁目30番11―402号
債務者　中村　勝幸
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２２０号
盛岡市黒川８地割36番地３　サンモール黒川203号
債務者　斉藤　昭洋
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２２１号
岩手県花巻市四日町３丁目１番11号
債務者　藤原　信子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１９号
山形県鶴岡市下川字窪畑１番地863
債務者　本間喜代恵
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第２０号
山形県鶴岡市湯野浜１丁目17番34号　湯野浜思恩園
債務者　佐藤　　芳
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第２１号
山形県鶴岡市神明町14番12号
債務者　横澤　　修
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第６号
茨城県鹿嶋市中1555番地１
債務者　萩原　隆秀
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第２４号
茨城県鹿嶋市佐田515番地３　野口住宅Ｂ棟
債務者　島崎　淳子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第２９号
茨城県神栖市大野原中央４丁目８番35号　清伸コーポ103号室
債務者　江藤　　崇
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第３０号
茨城県潮来市日の出２丁目８番地１　市営住宅第４―15
債務者　堀井　春江
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第３１号
茨城県鹿嶋市宮中８丁目７番13号
債務者　大川　文孝
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第３２号
茨城県鹿嶋市宮中８丁目７番13号
債務者　大川　和子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第３４号
茨城県鹿嶋市旭ケ丘２丁目７番地５　グランデュール鈴木Ａ―102
債務者　中村　公志
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第３５号
茨城県鹿嶋市旭ケ丘２丁目７番地５　グランデュール鈴木Ａ―102
債務者　中村　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部